

サービス利用料金表（特別養護老人ホームこぐち苑）

令和6年4月1日現在

一般入居者のサービス額（月額：円）（表中の金額に1.014を乗じた額がご負担額となります。）
（食費、居住費はそのままの金額となります。）

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1. サービス利用に係る自己負担額	ユニット型個室	670	740	815	886	955	
2. 食費に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額第1段階	300					
	利用者負担額第2段階	390					
	利用者負担額第3段階①	650					
	利用者負担額第3段階②	1,360					
	上記以外の方	1,600					
3. 居住費に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額第1段階	820			令和6年8月～880		
	利用者負担額第2段階	820			令和6年8月～880		
	利用者負担額第3段階①	1,310			令和6年8月～1,370		
	利用者負担額第3段階②	1,310			令和6年8月～1,370		
	上記以外の方	2,006			令和6年8月～2,066		月額目安 (30日利用)
4. 自己負担合計（1+2+3）	利用者負担額第1段階	1,790	1,860	1,935	2,006	2,075	6万円代
	利用者負担額第2段階	1,880	1,950	2,025	2,096	2,165	6～7万円
	利用者負担額第3段階①	2,630	2,700	2,775	2,846	2,915	9万円代
	利用者負担額第3段階②	3,340	3,410	3,485	3,556	3,625	10～11万円
	上記以外の方	4,276	4,346	4,421	4,492	4,561	13～14万円

※上記のサービス利用に係る自己負担額は1割負担のものです。負担割合は負担割合認定証に準じ、1～3割の負担となります。

※月額目安は介護費用、食費、居室代のための試算になります。

※利用者負担額について

（第1段階とは）

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
2. 生活保護の方

（第2段階とは）

1. 世帯全員が市町村民税非課税で預貯金額等が一定額以下であって、合計収入額が年間80万円以下の方。
・非課税年金（遺族年金、障害者年金）の額を含めて判定します。

（第3段階①とは）

1. 世帯全員が市町村民税非課税で預貯金額等が一定額以下であって、合計収入額が年間80万円超120万円以下の方。

（第3段階②とは）

1. 世帯全員が市町村民税非課税で預貯金額等が一定額以下であって、合計収入額が年間120万円超の方。

※上記以外の方（本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます。）は表の「上記以外の方」の料金となります。

※預貯金等が以下の額を超える場合は軽減の対象外となり、食費1,600円、居住費2,006円となります。

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者（内縁を含む）がいる場合
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

（令和6年8月～ 2,066円）

※1か月の介護保険サービスにかかった利用者負担額（1割、2割または3割）の合計が一定の上限額を超えるときは、申請により高額介護サービス費としてその超えた額が支給されます。ただし、施設サービスなどの食費・部屋代は対象外となります。

所得区分	上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

加算料金（各種金額に1.014を乗じた額がご負担額となります。）

(1) 日常生活継続支援加算（46円）が加算されます。

※新規入所者の総数のうち、要介護4・5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が65%以上の場合、又は喀痰吸引等が必要な方の割合が15%以上の場合、算定されます。介護福祉士の数が常勤換算で入所者の数が6又は端数を増すごとに1以上である場合、算定されます。

(2) 看護体制加算〔Ⅰ〕（4円）が加算されます。

※常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

(3) 看護体制加算〔Ⅱ〕（8円）が加算されます。

※最低基準を1人以上上回る看護職員を配置した場合に加算されます。

(4) 個別機能訓練加算（12円）が加算されます。

※機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況において、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を施します。

(5) 初期加算（30円）が入所から30日間は加算されます。

※入所日から30日間、または1ヶ月を越える入院後の再入院の際も30日間加算されます。

(6) 安全対策体制加算（新規入所初日20円）が加算されます。

※外部の研修を受けた担当者を置いて安全対策に組織的に取り組む体制を整備している場合に加算されます。

(7) 夜勤職員配置加算〔Ⅳ〕（21円）が加算されます。

※夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っており、喀痰吸引有資格者が1名以上配置された場合に加算されます。

(8) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（月50円）が加算されます。

※入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。

(9) 介護職員処遇改善加算が加算されます。

※介護職員の賃金の改善等を実施している事業所で都道府県知事に届出を行い入所者にサービスを行った場合に（基本料金+各種加算）×8.3%が加算されます。

(10) 介護職員等特定処遇改善加算が加算されます。

※介護職員の人材確保のため、介護職員の処遇改善を進めるための加算です。

介護職員処遇改善加算とは別に（基本料金+各種加算）×2.7%が加算されます。

(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算が算定されます。

※政府の経済政策を受けて創設された加算で、介護職員等の賃金引上げに活用されます。

（基本料金+各種加算）×1.6%が算定されます。

令和6年6月より(9)～(11)が一本化され、介護職員等処遇改善加算(基本料金+各種加算)×14.0%となります。

(12) 療養食加算（6円）が一日につき3回を限度として加算される場合があります。

※医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。（一日3食の場合18円）

(13) 外泊時費用（246円）が加算される場合があります。

※外泊や入院された場合で施設に在所していない日があっても、外泊又は入院の翌日から6日間は（月をまたいで連続した場合は最長12日間）外泊時費用246円が自己負担となります。

(14) 看取り介護加算が加算されます。

死亡日以前31日以前45日以下(一日72円)

死亡日以前4日以上30日以下(一日144円)

死亡日の前日及び前々日(一日680円)

死亡日(一日1,280円)

※医師が終末期にあると判断した方について、医師、看護師、介護職員が共同して本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行なった場合に加算されます。